

『学生支援緊急給付金』（国の事業）について（第2回申請）

【概要】

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）が、令和2年5月19日閣議決定されました。
これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少などにより修学の継続に支障をきたす学生等を対象に、緊急で現金給付の支援を行う国の事業です。本事業は、要件を満たした学生が、大学を通じて申請をすることとなります。

【支給対象者の要件】

1. 大学（大学院を含む）・短期大学（専攻科を含む）の学生で、以下の①～⑥を満たす者（留学生等については、①～⑤及び⑦を満たす者）
 - ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない（※1）
 - ② 原則として自宅外で生活をしている（※2）
 - ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
 - ④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
 - ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む（※3））が大幅に減少（前月比（※4）の50%以上減少）している
 - ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす（※5）
 - 1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
 - ⑦ 留学生については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要（「外国人留学生学修奨励費」等と同様。）
 - 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が2.30以上であること
 - 2) 1か月の出席率が8割以上であること
 - 3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学金・授業料等は含まない。）
 - 4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること
2. 上記1.を考慮した上で、経済的理由により大学での修学の継続が困難であると大学が必要性を認める者

- (※1) 家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料を含む）を目安とします。
- (※2) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。
- (※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

(※4) 2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

(※5) 第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。具体的な収入基準は以下のとおりです。

第Ⅰ区分…あなたと生計維持者の市町村税所得割が非課税であること
第Ⅱ区分…あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分…あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

【支給金額】

住民税非課税世帯の学生等 20万円
上記以外の学生等 10万円

【対象人数】

国が各大学に推薦枠を配分します。

【申請方法】

学生支援緊急給付金を希望する者は、本学ホームページに掲載している文部科学省が作成した「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）で詳細を確認し、下記の必要書類を学生課へ提出してください。

- ①学生支援緊急給付金申請書【様式1】
- ②誓約書【様式2】
- ③支給要件を満たすことを証明する書類（申請の手引き P7 参照）

【申請締切（第2回）】

令和2年7月22日(水)

【審査】

提出書類を確認し、支給要件に該当するかどうか大学で審査します。

推薦枠以上の申請があった場合は、より困難な状態にある学生に対して優先的に支援するという観点から、大学において総合的に判断し、選考します。

【その他】

下記の文部科学省のホームページに本件の詳細が掲載されていますので確認してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

また、外国人留学生で、記載内容が理解できない学生は学生課にお尋ねください。

第1回の申請分で既に申請を行い、申請が認められた学生が再度申請することはできません。

【提出先及び問合せ先】

〒701-0197

岡山市北区庭瀬83

中国学園大学・中国短期大学 学生部学生課

TEL：086-293-0849 平日9:00～17:00

メールアドレス：gakusei5@cj.ac.jp